

保 発 0327 第 7 号  
平成 31 年 3 月 27 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する  
省令の施行について (通知)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (平成 31 年厚生労働省令第 38 号) が本日公布され、同日に施行されたところではありますが、改正内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村 (特別区を含む。) への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いします。

記

第 1 改正内容

- 1 普通調整交付金の額の算定に用いる調整対象収入額の算定に係る係数について所要の改正を行うこと。(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 (昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「調交省令」という。) 第 5 条及び附則第 6 条関係)
- 2 一部負担金の割合を減じる措置等を講じている市町村の医療給付費に対する国庫負担に関し、国の予算措置により一部負担金の割合が 1 割に据え置かれている平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者の医療給付費に乘ずる調整率について、従前どおり特例を設けること。(調交省令附則第 4 条関係)

第 2 施行期日

公布日 (平成 31 年 3 月 27 日。平成 30 年度分の調整交付金から適用する。)